

FP Topics = 介護支援制度の活用等 = 2024年2月号

= One's impressions =

先月に引き続き介護に関するお話を特集します。私事ながら、身内の介護が必要となり、介護施設を見学してきました。遠方という事もあり、3施設が限界でした。施設の概要説明を受け、実際に施設を案内してもらいました。FPという仕事柄、介護に関しても、ある程度の情報は入れているつもりではいましたが、実際の現場では専門家の助言は必須となりました。

要支援2の人を受け入れてくれる施設は限られているようです。3つの施設を廻りましたが、その施設ごとにそれぞれ特徴があり、実際にその施設が要介護者に合うのかどうか？判断は難しいところです。遠方になると、そう何度も足を運ぶことは難しいのではないのでしょうか。そこで、今回は介護等に関する各種支援制度を紹介してみます。

= 要介護（要支援）認定者数の現状 =

	要介護（支援） 認定者数	総人口	認定者の割合
75歳以上	5,931,000	18,696,000	31.7%
85歳以上	3,666,000	6,397,000	57.3%
90歳以上	1,840,000	2,552,000	72.1%

(千人以下切り捨て)

(厚生労働省等統計調査)

2020年度統計調査における、後期高齢者以上の要介護（支援）認定者数です。75歳以上では3割超、85歳以上では6割弱、90歳以上では7割超の人が何かしらの介護が必要となっているようです。

= 介護を担う人の現状等 =

施設サービスを利用する受給者数は、一ヶ月平均で約95.6万人（令和2年度厚生労働省統計）となっているようです。要介護（要支援）認定者に占める施設サービス利用者の割合は約14%に留まっています。

介護が必要となる理由は様々でしょう。脳疾患や心疾患が発症した場合、退院後すぐに介護が必要になる場合があります。また、認知症やその他の精神疾患のような場合も、介護が必要となる可能性が高いでしょう。

介護が必要になった場合、次の3つを考えなければなりません。

情報収集

- 最新の各種介護支援制度等を確認

介護の体制作り

- 介護ができる人の確認、介護保険の申請等

介護方法の選択

- 在宅介護 or 施設介護の選択

= 各種介護支援制度 =

介護休業給付金	雇用保険の被保険者が、家族を介護するため介護休業を取得した場合。 賃金日額（休業開始時）× 支給日数（最大93日）の67%が支給される。
自治体独自の制度	介護用おむつの購入助成や訪問理美容サービスなど自治体独自のサービス。
企業独自の制度	介護の際に利用できる「積立有給休暇」など、企業独自の介護支援制度もある。自身が勤めている会社の福利厚生制度を確認してみましょう。



＝育児・介護休業法に基づく制度＝

～今月の山便り～

介護休業	要介護状態にある対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割して休業を取得できる。 有期雇用労働者も要件を満たせば取得することができる。
介護休暇	通院の付き添い、介護サービスに必要な手続きなどを行うため、1年度に5日（対象家族が2人以上の場合は10日）まで、1日または時間単位で取得することができる。
時間外労働の制限	労働者が申請した場合、事業主は1ヶ月について24時間、1年について150時間を超える時間外労働をさせてはならない。
深夜業の制限	労働者が申請した場合、事業主は深夜に働かせてはならない。
不利益取り扱いの禁止	介護休業などの制度の申出や取得を理由とした解雇、雇い止め、降格などの不利益な取り扱いを禁止する。
ハラスメント防止措置	上司・同僚からの介護休業等を理由とする、嫌がらせ等を防止する措置を講じることを事業主に義務付けている。

＝介護に関する所感＝

身内の介護が必要となり、介護施設の見学など、実際に情報収集をしてみると、その大変さを実感しました。私の場合個人事業者であり、利用できる公的支援制度は皆無に等しく、同じ労働者として救済措置はないのだろうか考える今日この頃です。

近年の法改正により、上記各種制度がありますが、各種制度は申し出（申請）が必要です。自治体や企業独自の制度等については、各種団体で制度は異なっていますので確認が必要です。

上記育児・介護休業法に基づく支援制度では、その対象家族に申請者の祖父母も含まれていますので、要介護者の子だけではなく孫も当該介護支援制度を利用することができます。

私のような個人事業主の場合、ある程度の自由が利きますが、企業に勤務等している場合などは、時間的な制約があり、介護離職するケースも多くあるようです。年間約10万人ほどの人が介護や看護を理由に離職されているようです。

行政機関での生活改善相談などでは、介護離職をできるだけ避けるようにアドバイスしています。利用可能な制度は最大限に利用していただき、介護者が共倒れにならないよう、包括支援員さんと最善の介護体制を模索します。

状況が切迫し、どうしようもないと感じることもありますが、社会福祉協議会等の行政機関では、必要に応じて相談対応しています。

路線バスは温泉の目の前に止まります。もうこの辺りは町に近く、バス停があるのです。下市町が経営している、町営の温泉施設だったように記憶しています。湯量が豊富で小奇麗ですが、どことなく銭湯を彷彿とさせる温泉でした。平日の昼下がり、人も少なく、ゆっくりと湯船に浸かります。

下山後の温泉、幸せを感じるひと時です。身体中から溢れ出る脱力感、無事人里に帰還できた安心感、途中で逃げ出した無力感など。いろいろな感情が押し寄せますが、結局は何も考えない脱力感が優勢です。そうこうしていても、まったく無の境地ということはなく、気が付くと思考は今回の山行きをトレースします。

様々な場面が映像として蘇るのです。2日目の朝、酒宴に付き合わされた避難小屋を出発し、大雨のうす暗い山中を、不安な気持ち満載で喘ぎ喘ぎ歩き始めたこと。ずっしり重いザックに、もう帰ろうかと思いつけていたこと。その直後、道を見失い裏行場に迷い込み命拾いしたこと。自分はもう死んだの？と思えたほど、神々しい場所にいたこと。小篠ノ宿という神聖な行場に驚いたこと。その小篠宿で判断を誤ったことなど。

想いを馳せているとふと我に返り、これはこれで充実した濃い時間だったのかな、なんて思ったりもするのですが、想いは続きを歩き始めるのです。なぜ、小篠宿で泊まらなかったんだろう??? 自分でもあの時の判断を甚だ疑問に感じていて、あの“時空”に心を戻してみると「心は留まるように言っているのに、身体が、足が勝手に先に進もうとしていた」ように感じました。何者かに呼ばれるように・・・

